

第 3 回 上 島 合 併 協 議 会

開催年月日	平成15年3月7日(金)					
開催場所	岩城村生活文化センター1階大集会場					
開 会	午後1時20分					
出席委員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長佐伯 真登	5	委員 高浜 壮一郎	6	委員 原山 公男
	7	委員 新川 健	8	委員 泉原 光雄	9	委員 越智貴美夫
	10	委員 岡島 政則	11	委員 横川 武広	12	委員 大林 清孝
	13	委員 毎木 正博	14	委員 濱田 光	15	委員 松原 彌一
	16	委員 沼田 裕章	17	委員 村瀬 忍	18	委員 加登 まゆみ
	19	委員 平林 和夫	20	委員 森本 義之	21	委員 大林 貞光
	22	委員 澤田 年光	23	委員 加納 清二	24	委員 森山 月美
	25	委員 島根 亀夫	26		27	
	28		29			
欠席委員	1	委員 林 栄一	2	委員 西村 孝子	3	委員 横井 昇一
	4	委員 村上 京子				
その他出席者	1	幹事会委員 柏原泰彦	2	幹事会委員 益崎徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田正美				
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4		5			
議 事	<p>(1) 協議会会議録署名人の選任について</p> <p>(2) 報告事項 事務局報告 幹事会報告 報告第1号 新町将来構想策定小委員会の報告について 報告第2号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告について</p> <p>(3) 議決事項 議案第6号 平成14年度補正予算(第1号)について 議案第7号 平成15年度事業計画について 議案第8号 平成15年度当初予算について</p> <p>(4) 協議事項 協議項目第8号 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて</p> <p>(5) その他</p>					
閉 会	午後2時20分					

松崎局長	<p>定刻より、若干早いんですが、合併協議会の委員の皆さんがおそろいになりましたので、はじめさせていただきたいと思います。只今より、第3回上島合併協議会を開催いたします。</p> <p>開会に当たり、会長木下良一よりご挨拶申し上げます。</p> <p>会長お願いいたします。</p>
木下会長	<p>本日、委員の皆様には、何かとご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。第2回の協議会以来、小委員会をはじめとして、専門部会、分科会におきまして、それぞれ鋭意協議、検討、調整が続けられています。委員の皆様のご労苦に対しまして、改めて、敬意と感謝の意を表したいと思います。</p> <p>個々の問題に入ってきますと勢い議論が活発になってくるのは当然であります。我々責任を負う委員としましては、心すべきことは、合併の意義と原則を失うことのないように地域の将来を如何に作るか、お互いに当事者としての努力であるというふうに思います。根拠のない情報、思い込み、先入観等によって議論することには、注意しなければというふうに思います。</p> <p>ご承知のように、当地域の合併につきましては、すでに協議確認されておりますように、基本的に一極集中する構成にはなっておりませんので、いたずらに我田引水的なものではなく、如何に旧町村の機能と特性を活かし、らしさを残して、それぞれの存在感と調和を図り、将来の夢を共有するかにある、というふうに思っております。小さくともキラリと光る新町を目指して、委員の皆様の一層のご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それから、合併の重要な基盤であります上島架橋についてであります。昨年8月以来、加戸知事の強い意の下に、県と連携して、財務省、国土交通省に対しまして、村上、野間、関谷、西田、各国会議員の先生の配慮、応援を得まして、要望活動を続けてまいりました。今年に入りまして、2月に最後の詰めということで実施をしております。ご承知のような財政状況の厳しい中でございますので、今は、祈るような気持ちで、その決定を待っているところでございます。採択の有無につきましては、明らかになるのは、早くとも今月末であるというふうに言われております。</p> <p>本日は、お手元に配布しておりますように合併協議会次第によりまして、協議を進めてまいりたいという風に思いますので、何卒よろしくお願いいたします。</p>
松崎局長	<p>どうもありがとうございました。続きまして、この会が委員29名のうち、25名の委員の方に、出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規定によりまして、過半数以上の出席がありますので、成立することを報告しておきます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと存じますが、ここで規約第10条第2項の定めるところによりまして、これからの議事進行につきましては、会長に</p>

<p>木下議長</p>	<p>議長をお願いしたいと思います。会長お願いいたします。</p> <p>それでは、早速議題に入ります。はじめに、今日の会議録署名委員の選任であります。岩城の新川委員、魚島の横井委員お願いいたします。横井委員は、欠席のようでございますので、大林委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>まず、事務局の方から報告いたします。</p>
<p>森本局員</p>	<p>それでは、10月25日第2回協議会以降の事務局報告を行います。まず、事務事業の一元化業務でございますが、1000項目以上にわたる事務事業の洗い出し・事務事業の現況調書・事務事業一元化調書を作成するため、各町村に出向き説明会を実施いたしました。</p> <p>10月29日から11月1日にかけて、職員等総数161名に参加していただきました。この作業により、現況調書が1月末までに提出され、また、調整方針案が盛り込まれる一元化調書が3月25日までに事務局に提出される予定となっております。</p> <p>また、これに伴い、第1回専門部会を事務局の招集により開催し、今後の事務の進め方について説明を行ないました。11月20日から11月28日にかけて、7部会にわたり実施をいたしました。これ以後、適宜、専門部会・分科会が開催されています。</p> <p>次に上島合併新町例規策定業務についてでございますが、12月に各専門部会へ例規一覧表の確認を依頼し、1月20日までに終了いたしました。これ以後、事務事業の一元化の経過を見ながら例規の作成に着手していくこととなっております。</p> <p>続きまして、12月20日に上島合併協議会のホームページを立ち上げました。協議会・小委員会の開催内容や協議会だよりなどを掲載していますので、情報収集にお役立てください。また、協議会だよりも第2号から第4号まで発行いたしました。</p> <p>この他12月9日、島根県隠岐島前任意合併協議会から22名の視察研修の受け入れを行ったほか、幹事会を2回、新町将来構想策定小委員会を2回、新町の名称・事務所の位置検討小委員会を7回、開催いたしました。</p> <p>なお、小委員会の内容につきましては、この後、各委員長さんよりご紹介があることと思います。</p> <p>以上簡単ですが事務局報告を終わります。</p>
<p>木下会長</p>	<p>事務局から報告がありましたが、何かご質疑ございますか。</p> <p>特にないようでございますので、次に進みます。</p> <p>幹事会の報告をいたします。</p>

大船次長	<p>それでは、幹事会報告をいたします。</p> <p>第2回目の協議会以後、幹事会を2回行いました。まず、第2回目の幹事会を、昨年10月25日(金曜日)午後2時から、生名島開発センター2階大会議室で、幹事8名、事務局3名の計11名が集まり行いました。内容としまして、ホームページ制作の委託業者の選定を行いました。選定方法としては、企画提案書を提出の3業者の中から、選定基準に従い最良と思われる1業者を選定し、その結果、原印刷(株)から見積書徴収のうえ随意契約をし、12月1日を目標に開設することを決定いたしました。</p> <p>また、第3回目の幹事会を、2月25日(火曜日)午後1時10分から、岩城村生活文化センター2階大会議室で、幹事8名、事務局3名の計11名が集まり行いました。内容については、今日の協議会に提案する議題について、協議調整を行ない、最初に報告事項として、「事務局報告」、「幹事会報告」、「新町将来構想策定小委員会報告」、「新町の名称・事務所の位置検討小委員会報告」以上4つの報告を、議決事項として、14年度補正予算、15年度事業計画、15年度当初予算について、また、協議事項として、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を提案することを決定いたしました。以上で、第2回、第3回幹事会の報告を終わります。</p>
木下議長	<p>幹事会の報告を終えましたが、何かご質疑ございませんか。</p> <p>特にないようでございますので、次に参ります。</p> <p>報告第1号 新町将来構想策定小委員会の報告について、島根委員長さんお願いします。</p>
島根委員	<p>それでは、私の方から新町将来構想小委員会の報告をいたします。</p> <p>12月20日、第4回小委員会を弓削町で開催いたしました。</p> <p>協議議題は、新町将来構想の素案の検討、二番目に住民アンケートの実施の方法、三番目に住民との意見交換会の実施についてでございます。</p> <p>素案の検討につきましては、業者からとりまとめたいただいた結果など構想のたたき台を提出していただきまして、その内容について検討をいたしました。</p> <p>住民アンケートにつきましては、ご承知のように、18歳以上の全数調査といたしました。配布・回収につきましては、各町村の実情に合わせて、実施をしていただくということになりました。</p> <p>住民との意見交換会では、小委員会の事業の一環として実施することといたしました。各町村で1回、20名程度で実施することといたしました。</p> <p>なお、引き続きまして今回の小委員会報告に合わせ、住民アンケート、意見交換会の結果についてご報告いたします。</p> <p>アンケート調査の結果につきましては、事務局から各町村に1月17日調査票を発送し、2月10日までに回収ということで各町村にお願いをいたし</p>

	<p>ました。</p> <p>集計・分析につきましては、単純集計が2月末に終わりました、3月中旬には、最終結果が出る予定であります。</p> <p>意見交換会につきましては、各種団体の代表や一般住民の方々に小委員会のメンバーを加えまして、1月下旬各町村1回ずつ行ないました。総数82名の参加があり、各町村で活発なご意見や提案が出されました。小委員会といたしましては、今後将来構想にできるものは反映させていきたいと思っております。</p> <p>以上が小委員会の報告とさせていただきますが、概要につきましては、2ページから4ページに記載のとおりでありますし、ご協力いただきました皆さんには、改めてこの席でお礼申し上げます。ありがとうございました。以上です。</p>
木下会長	<p>ありがとうございます。事務局で説明することはありますか。</p>
松崎局長	<p>皆様のお手元に間に合いましたので、住民アンケートの単純集計の結果を配付しておりますので、ご参照していただきましたらと思います。</p>
木下議長	<p>報告第1号につきまして、委員長から報告がありましたが、何か質疑等がありましたらお願いします。</p> <p>特にないようでございますので、報告第2号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会の報告について、越智委員長、お願いいたします。</p>
越智委員	<p>新町の名称・事務所の位置検討小委員会・委員長の越智でございます。この委員会は、新町の名称と事務所の位置の二つの事項につきまして、協議会から付託され、1月25日より、2月28日まで、7回の協議を重ねてまいりました。</p> <p>それでは、その協議の経過について報告いたします。まずは、新町の名称についてですが、資料の方は、11ページをご覧ください。新町の名称の公募方法についてですが、現在小委員会で確認していることを申し上げます。応募範囲は、4ヶ町村在住者、出身者及び通勤・通学者とする。応募方法は、はがき又は専用応募用紙とする。公募期間は、約2ヶ月程度を予定しております。</p> <p>次に12ページをご覧ください。応募条件ですが、小学生以上一人1点とし、既存の市町村名にはない名前を応募条件としました。次に選定方法ですが、小委員会で選定基準を作成し、この小委員会で名称候補について、5作品以内を選考し、協議会の皆さんに、お諮りしたいと思います。また、懸賞、表彰等も、ご覧のように考えております。この新町の名称候補の応募方法については、小委員会委員での大筋の合意が得られておりますので、タイミングを見計らって、最終確認をしたいと思っております。</p>

	<p>次に、もう一つの事項であります新町の事務所の位置についてでございますが、第4回以降集中して協議を行なっております。</p> <p>いまだ、結論は出ていませんが、納得のいく協議が肝要であるとの認識の下に引き続き協議いたしたいと思っております。</p> <p>また、協議していく中で、委員さんから事務所の位置を選定するに当たり、一極集中は避ける。合併後、本庁方式へ移行する時は、改めて新町において検討する。公的機関の分散化について等ご意見がありました。いずれにいたしましても、これらの意見の集約を図り、引き続き、検討をしてみたいと思います。</p> <p>以上で新町の名称・事務所の位置検討小委員会の協議経過報告を終わります。</p>
木下議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>名称の関係については、あらかじめ合意ができているようですが、事務所の位置関係については、まだこれから詰めることのようにですが、この報告につきまして、何か質疑ご意見等ありますか。</p> <p>まだ、協議の途中でありますので、特にならぬようでございますので、次に進みたいと思います。</p> <p>議案の審議に入ります。議案第6号平成14年度補正予算第1号について、事務局の方から説明いたします。</p>
森本局員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>資料の15,16ページをご覧ください。「議案第6号平成14年度上島合併協議会補正予算(第1号)について」、平成14年度上島合併協議会の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算の補正)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,430千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,470千円とする。</p> <p>2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>それでは、事項別明細書により、内容説明をいたします。資料の19ページをご覧ください。</p> <p>最初に歳入ですが、負担金として合併準備補助金が5,000千円減となっております。合併準備補助金については、当初国には、弓削町、生名村の2町村分10,000千円要望していましたが、国からの配分が1町村分しかなかったため、弓削町のみとして、生名村分については、15年度で要望する予定にしています。</p> <p>また、県補助金として、1,430千円減となります。これは、県費補助対象の事務費のうちの管理職特別勤務手当・時間外勤務手当や事業推進費の事務</p>

事業一元化支援業務委託料の減により、これに伴って補助金が減となったためです。

また、諸収入で4,000千円の増となります。これは、前回の協議会でもご説明いたしました国土交通省所管「市町村合併による広域的なまちづくり推進事業」業務を実施することにより、国から4,000千円が入ってくる事となったためです。

次に歳出ですが20ページをご覧ください。

1款 運営費 2項事務費を751千円減額いたします。これは事務局の管理職特別勤務手当、時間外勤務手当での不要分です。

また、2款 事業費 1項事業推進費として1,544千円減額しています。これは、将来構想策定業務、事務事業一元化業務、新町例規策定業務の委託金の入札減少金です。

さらに、2項 調査研究費として135千円減額いたします。これは視察研修のために計上していましたが、実施できなかったため、減額いたしました。以上が「平成14年度上島合併協議会補正予算(案)」です。

なお、ここで資料の22ページをご覧ください。この場をお借りいたしまして流用報告をさせていただきます。

財務規程によりまして、款・項以内の流用につきましては、特に報告の義務はありませんが、せっかくの機会ですから報告いたします。

12月24日、運営費の事務費、備品購入費から役務費へ100千円流用いたしました。これは、郵便代・電話代及び出張に伴う公用車使用による船代、橋代増加のためです。

また、2月3日、事業費の事業推進費、委託料から報償費へ900千円流用いたしました。これは、新町将来構想策定に伴うアンケート調査及び住民との意見交換会の実施によるものです。

以上で平成14年度上島合併協議会補正予算(案)の説明を終わります。よろしく審議の程お願いいたします。

木下議長

第6号議案につきまして、説明が終わりました。何かご質疑はございませんか。

佐伯副会長

19ページに400万円の補正、市町村合併による広域的なまちづくり推進事業ということで入っているわけですが、支出の方でお金もらうだけで仕事をしないというわけではいけないと思うわけですが、ちょっと見当たらないようですが、ご説明をお願いしたいと思います。

松崎局長

この事業につきましては、そのこの項目の委託料に入っております。新町将来構想策定業務委託料、これが主な支出になるかと思っております。21ページにあります減額はしてありますが、新町将来構想策定業務委託料が入っ

	<p>ています。それが主な支出になります。それに伴う経費がすべてこの国のお金に変わるものでございます。</p>
佐伯副会長	<p>はい、わかりました。</p>
木下議長	<p>他に何かございませんか。</p>
大林(貞)委員	<p>広域まちづくり推進事業のお金が入ったわけですが、実際にこれをどういう目的で、どういうふうに使っていくのかちょっと教えてください。</p>
松崎局長	<p>前々回でもご説明したとは思いますが、国土交通省がしております広域的まちづくり推進事業というものが全国で 12、3 箇所指定されて、実施されている事業でございます。</p> <p>当協議会が、指定されたのは、離島同士の合併という他に例を見ない地域でございますので、そのモデル的なケースということで指定されております。事業といたしましては、まちづくりをどういうふうにするかということでございますので、将来構想の策定それからそれにかかるまで住民の意見がどういうふうに出たかというようなことを報告として事業とするような内容となっております。</p>
大林(貞)委員	<p>そうしますと、要するに合併をできるだけスムーズにするためのモデルケースということですね。</p>
松崎局長	<p>まちづくりを描くまでのということになっておりますので。</p>
大林(貞)委員	<p>どうもありがとうございました。</p>
木下議長	<p>他にございませんか・・・。特にないようでございますので、議案第 6 号について、お諮りいたします。原案とおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし。」の声</p>
木下議長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号平成 14 年度上島合併協議会補正予算(第 1 号)については、原案通り、決定されました。</p> <p>続いて議案第 7 号、第 8 号について、関連がありますので、一括上程いたします。事務局説明をしてください。</p>
大船次長	<p>それでは、事業計画について説明いたします。</p>

資料の23ページをご覧ください。

「議案第7号平成15年度上島合併協議会事業計画について」上島合併協議会の平成15年度事業計画を次のとおり定める。まず最初に、「合併協定項目の協議について」ですが、14年度に引き続き15年度も合併協定項目について、協議していきたいと思えます。その中には、『合併の方式』等5つの基本的事項と、『議会議員や農業委員会委員の定数及び任期の取扱い』等、合併特例法で規定されている5項目、さらに、その他必要な11項目の全部で21の協議事項のうち、まだ確認をしていないものについて、専門部会等で作成した事務事業現況調査、事務事業の調整方針の原案をもとに、幹事会、小委員会で検討して、随時、協議会で確認していきたいと考えています。

次に、「新町建設計画の策定について」ですが、新町建設計画は、合併協議会で、合併関係町村の自主的判断で策定されるものですが、合併特例法に基づく財政措置を受けるためには、計画の作成が義務付けられています。

計画内容は、合併町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併町村の一体性の速やかな確立及び、住民の福祉の向上等を図るとともに、合併町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなくてはなりません。

計画で定める事項については、合併町村の建設の基本方針、合併町村の根幹となるべき事業に関する事項、公共施設の総合整備に関する事項、合併町村の財政計画、以上4項目が規定されています。

作成にあたっては、今年1月から2月にかけて実施しました、住民アンケート調査、意見交換会の意見等を参考にして、より内容のある建設計画の作成に努めたいと考えています。

次に、「情報の提供について」ですが、その方法としては、前年度に引き続き『協議会だより』の発行と、『ホームページ』により情報の提供を考えています。

『協議会だより』は、2月に1回を基本として状況に応じて随時発行し、『ホームページ』については、協議会、小委員会の会議の内容を、可能な限り住民に周知していきたいと考えています。

次に、「その他」と致しまして、合併に向けての先進地等の資料・情報の収集及び調査研究をしていきたいと考えています。

以上が、平成15年度の事業計画です。

続きまして、15年度当初予算について説明いたします。

資料の25ページをご覧ください。

「議案第8号 平成15年度上島合併協議会予算について」

平成15年度上島合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ20,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

それでは、内容説明を事項別明細書によりいたします。資料の29ページをご覧ください。

最初に歳入ですが、負担金として14,000千円。内訳は各町村持ち出し分として、1町村当り1,000千円の4ヶ町村分で4,000千円。また、合併準備補助金分として、10,000千円。これは、前年度に引き続き合併をするため国からの補助金として町村に配分されるものを、町村から負担金として協議会に納めてもらうものです。今年度は、生名村と岩城村を予定しております。

また、県補助金として合併協議会運営費補助金4,000千円、繰越金として前年度繰越金1,998千円、次のページにいきまして、預金利子として1千円、雑入として1千円計上しています。

次に歳出ですが、31ページをご覧ください。

1款運営費、1項会議費を3,769千円計上しています。内容については、協議会10回、小委員会15回、監査2回、幹事会を10回開催するとして、委員の報酬2,062千円、旅費1,030千円、需用費として消耗品費と食糧費で490千円、他役務費として、郵便、電話代の通信運搬費を120千円、使用料及び賃借料として、魚島村での協議会開催のための船舶借上料を2回分67千円計上しています。

次に、2項の事務費については、事務局職員の人件費、事務局の経常経費、また、ホームページ運営、管理委託料等、合計5,538千円を計上しています。

次のページに行きまして、2款事業費、1項事業推進費につきましては、10,606千円計上しています。まず、旅費として134千円、需用費として消耗品ほか『新町の名称公募用紙』『新町建設計画書』『新町建設計画ダイジェスト版』の印刷費、また、年8回の『協議会だより』の発行費合わせて1,935千円を計上しています。

さらに、役務費として『新町の名称公募用紙受取人負担』の通信運搬費を162千円予定しております。また、委託料として『新町建設計画策定業務』3,500千円、『事務事業一元化業務』840千円、『新町例規策定業務』4,035千円計上しています。

さらに調査研究費として、39千円、また、予備費として48千円計上致しました。

以上が「平成15年度上島合併協議会予算(案)」です。よろしく審議の程お願いいたします。

木下議長

議案の説明が終わりました。議案第7号、議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

<p>稲本副会長</p>	<p>これあのう、要望なんですけれども、新町の基本構想ならびに建設計画等を策定する場合、コンサルに委託していると思いますが、当然作成するためには、現地調査等が必要となるわけでございますけれども、なんら今までやられたような形跡がないというようなことで、現状をみるとなんかよそのを模索して適当にいじくって出すというような傾向が見られるのではないかとそのような気がしますので、今後当然4ヶ町村につきまして、現地調査を続けて検討していただきたい。ご承知のとおり、調査費につきましても、相当な金額が上がっていますので、無駄遣いということになったら、申し訳ないので、そのあたり、コンサルに十分要望していただきたいと思います。そのように思います。以上です。</p>
<p>松崎局長</p>	<p>今のご意見につきまして、小委員会の方でも、そういう意見を承っておりますので、十分検討それからご意見を反映できるように努力していきたいと思っております。</p>
<p>木下議長</p>	<p>他にございませんか。 特にないようでございますので、お諮りいたします。 議案第7号 平成15年度事業計画について原案どおり承認することにご異議ありませんか。</p>
<p>木下議長</p>	<p>「異議なし。」の声</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号 平成15年度事業計画につきましては、原案通り決定されました。 続いて、議案第8号 平成15年度当初予算について、お諮りいたします。原案どおり、承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>木下議長</p>	<p>「異議なし。」の声</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第8号 平成15年度当初予算につきましては、原案どおり決定されました。 以上で議案を終わります。次協議事項でございますが、協議項目第8号の町村議会議員の定数及び任期の取扱いについてを協議いたしたいと思います。事務局の方から説明してください。</p>
<p>松崎局長</p>	<p>それでは、協議項目第8号町村議会議員の定数及び任期の取扱いについてを事務局より説明いたします。資料の34ページをお開きください。 このことにつきましては、平成14年の8月8日に開催されました第1回</p>

の当協議会におきまして、『合併特例法は適用しない。なお、選挙区を設けることについては検討する。』とすでに確認しておりましたが、今日は、新町の議会議員の定数それから選挙区について提案させていただきます。

選挙区につきましては、選挙区を設けるかどうか。選挙区を設けるとしたならば、設置選挙のみとするのか、設置選挙以降も継続するのか、選挙区をどのように設けるのか、選挙区の定数は、どのようにするのかの4つのことについて提案します。

まず最初に、新町の議会議員の定数につきまして、説明いたします。新町の議会議員の定数につきましては、資料の参考のところに載せてありますが、地方自治法第91条の規定によりまして、現在国勢調査人口、8,605人となっておりますので、18人を超えない範囲で、条例で定めることとなっております。18人とするのか、それ以下の定数とするのかを検討していただきたいと思います。参考までに、同条の第7項におきまして、合併をしようとする場合においては、関係市町村の協議により、定数を定め、同条第10項の規定によりまして、協議により定めた定数につき、それぞれの関係市町村議会の議決を経て、同条8項の規定によりまして、告示をしなければなりません。

また、告示された新町の議会の議員の定数は、同条第9項の規定によりまして、新町の条例により、定められたものとみなされます。

次に選挙区を設けるかどうかについてですが、資料の35ページをお開きください。このことにつきましては、公職選挙法第15条第6項に市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができると定められております。逐条解説でみますと、市町村の議会議員については、原則として、選挙区は設けない。町村合併により、地域が広大等のため、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。ということになっております。参考までに、選挙区を設ける条例につきましては、定数の関係と違ひまして、新町の条例で定める必要がありますので平成16年10月1日に職務執行者の専決処分、条例で定めることとなります。

次に選挙区を設けるとしたならば、設置選挙のみとするのか設置選挙以後も継続するのかを検討していただきたいと思いますが、いずれにしましても、このことについては、継続、廃止につきましては、新町において、新町の議員さんが検討することができることを申し添えておきます。

次に、選挙区を設けるとしたならば、どういうふうに設けるのか。資料にも書いてありますが、旧町村単位で設けるのか、または、参考例で書いてありますが、魚島村とあとの町村は一つ、の二つの選挙区とする方法とかいろいろありますが、いずれにしましても、選挙区を設ける場合には、公職選挙法第15条第7項に規定されておりますように、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行なわなければなりません。そういうことを考慮して、ご協議願ったらと思いま

	<p>す。</p> <p>次に選挙区を設けた場合、各選挙区の定数をどうするのか、選挙区の定数につきましては、公職選挙法第 8 項に各選挙区において、選挙すべき地方公共団体の議会議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならないと規定されております。</p> <p>月例判例では、公職選挙法第 15 条第 8 項の規定により、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して算出することとされているが、その算出にあたっては、議員定数配当基数を計算し、計算により端数が生じたときは、端数を切り上げて得た数が、議員定数に達するまで、端数の数の大きい順に切り上げる取扱いとすべきであると、また、別の実例では、人口に比例する各選挙区別定数は、国勢調査の結果公表された人口に基づき、議員一人当たりの人口数を求め、各選挙区の人口数を議員一人当たりの人口で除して得た数によって定めるべきであると規定されております。</p> <p>どちらにしましても、選挙区を設けた場合、国勢調査人口を基に、人口按分により定めることとなっております。このことを参考に、仮に議員定数を 18 人として、旧町村単位として選挙区が設けられた場合は、資料に書いてありますような議員定数となります。</p> <p>ここで、資料の訂正をお願いいたします。35 ページの下に載せてあります参考と書いてあるところをすべて削除していただきたいと思えます。</p> <p>と申しますのは、参考として書いております公職選挙法第 15 条第 8 項のただし、特別の事情のあるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとなっておりますが、この特別の事情等というものの判断が現在のところ明確でございませんので削除していただきます。</p> <p>その代わりに公職選挙法第 15 条第 9 項の規定を受けて、公職選挙法施行令第 9 条の規定によりまして、町村合併のあった場合には、人口に比例しないで定めることができるように規定されております。但し、この規定は、設置選挙のみ 1 回限りですので、申し添えておきます。</p> <p>以上簡単ですが、説明を終わります。</p>
木下議長	<p>以上、内容いろいろ複雑なようでございますが、これにつきまして、何かご質疑等ありましたらお願いします。</p>
佐伯副会長	<p>意見と申しまししょうか、お願いなんでしょうか、申し上げたいと思えます。まず、第 1 点の議員の定数でございますが、18 名を超えない範囲となっておりますが、前の皆さんの話し合いの中で、合併特例法を適用しないということで決めておりますので、議員の定数ほんとは多くなる訳なんです、18 名というふうなことでいいんじゃないかならうかと思えます。</p> <p>それから、選挙区を設けることについてでございますが、合併したときは、</p>

選挙区を設けることができると事務局の説明もございましたが、県内の離島でも、温泉郡の中島町が、昭和38年の7月に町村合併をしまして、以来4選挙区を設けまして、40年になるわけでございますが、やはり、橋が架かっていない離島の特殊事情を勘案して、選挙区を設けているわけでございますので、是非、魚島村も橋もトンネルも見込めないわけです。そういう特殊事情を委員皆さんにもご配慮いただきまして、是非選挙区を設けていただきたいと、こんな風に思います。

それから、選挙区ごとの定数でございますが、前に会長さんにちょっとお話ししたわけですが、まあ、人口を考えないで、増やしてやれるのは当該設置選挙のみという訳でございますけれども、仮に各選挙区へ1名ずつ配置して、その上に、人員割をいたしますと魚島が2名になるわけでございますけれども、1名ずつの配分プラス人口割り、当該選挙一回きりというわけでございますが、まあ今日も予算でご審議していただきましたように、魚島は特に離れておりまして、魚島で会議をやるときは、海上タクシーを頼んで来ていただけない。そういう交通不便なところもございます。

特定を適用しないで、最初から18名でいこうやとなったわけですから、まあ、18名は別といたしまして、特例しないということになったわけでございますので、やはり、小さい離島の実態を他の新町の議員さんにご覧いただいたり、また、新しい魚島出身の議員にも魚島の実態をご理解いただくために、という風なことで、設置選挙しか適用できませんけれども、是非皆さん方にご理解していただいて、お願いをしたいと思います。以上でございます。

木下議長

他に何か質疑、ご意見等ありませんか。

村瀬委員

選挙区制のことなんですが、これは、どなたが考えても、たとえば、岩城から出られている方を弓削の人間が全部知っているかということはありません。弓削は弓削、岩城は岩城、生名は生名、魚島は魚島、でなければほんとに、いい人間は、選出できないだろう、私は、選挙区制を選ぶべきだろうと思います。

それから人数の件ですが、魚島の村長さんがおっしゃったように、この人数割でいくと0.699、魚島は、これより人間が少なくなるとゼロになる可能性がある。そうすると合併しても議員が出てないということになると大変なことになるので、村長さんがおっしゃったように、まず、1名は確保する。どんなことがあっても、魚島、弓削、生名、岩城、各1名は議員は選出する。それから後は、人数割りをする。これが公平なやり方だと私は思います。

というのは、魚島村、もし、このままいくと1名しか出てこないんですが、何の意見もおらなくなるんです。なんも相談できなくなる。同じ町でありながら、そういう不公平がおきてはいけません。そうしたら議員の多いところが少しは、犠牲になって、議員が1名しか出てこない魚島村に協議すべきだろうと思います。それでなければ、4ヶ町村が丸く力を合わせて、こののち

	<p>キラッと光る町村をとおっしゃってたんで、そういう町村にはなりえないと思うんです。だから私は、今の小選挙区制と人数割り、述べましたような方法でやるのがいいとかように思います。以上です。</p>
木下議長	<p>最初るときだけになるんですか。</p>
松崎局長	<p>それにつきまして、補足で説明いたします。先ほど但し書きを消すことになったんですが、第8項の規定によりますと、廃止条例ができるまでずっとできます。但し、あのう、但し書きのところが、意味不明なんで、設置選挙においては、公選法施行令の第9条を使いまして、1回限りでやっておいて、2回目からは、但し書きを使って、新町の議員さんが、選挙区を設けることになれば、その時点でしていただけたらずっと続くんだと思います。廃止条例が出るまでは、続くんだというふうに考えております。</p>
木下議長	<p>ということは、最初の設置選挙の時だけは、今の案ができるけれどその次からについては、・・・</p>
松崎局長	<p>その次の時も・・・</p>
木下議長	<p>新町の議会でするというわけですか。</p>
松崎局長	<p>新町の議会で検討していただきまして、1つずつの配分でするならばするということで・・・</p>
木下議長	<p>それは、できるんですか。</p>
松崎局長	<p>できます。</p>
村瀬委員	<p>選出された議員で考えればいいということですね。そういうことができるということですね。</p>
木下議長	<p>この問題は、はじめに、特例は適用しないと。選挙区は検討するとすでに決まっておりますので、今日は、いろいろな説明とご意見だけで次回にそれぞれの町村で事情があると思いますので、よく検討いただいて、次回にできれば決定いたしたい。そういうことでよろしゅうございましょうか。</p>
	<p>「異議なし。」の声</p>
木下議長	<p>続いて、ご意見ご質疑がありましたらお願いします。</p>

	<p>それでは、特にないようでございましたら、今の説明や公職選挙法を基にいたしまして、それぞれ検討されて、次回にできれば、協議、確認いたしたいということによろしゅうございましょうか。</p>
木下議長	<p>「異議なし。」の声</p> <p>それでは、そのようにいたしたいと思います。 せっかくの機会ですから何かご意見がありましたらお願いします。</p>
佐伯副会長	<p>ええ、こないだ東京から出張で帰りましたら、私の机の上に、こんな資料がありましてですね。なんだろうかと思ったら、さきほど事務局から説明がございました事務事業のすり合わせの4町村のいろんな数字、そしてそれに対する意見というふうなことで目を通してくれということで、私も正直に見てたんですが、資料を作るだけで事務局大変だったなあとと思うわけです。</p> <p>ですから、先ほど事務局の説明を聞きまして、各町村から選ばれた立派な職員だけありましてすばらしいなと思って感心して聞いたわけなんです、一つだけお願いしたいのは、忙しい上になおお願いしたいんですが、事務局報告、幹事会報告、口頭でご説明いただきましたけれど、メモをしようたら忘れてしまうということもございますので、もし、いやこのことは、委員の皆さんに覚えておいてもらってないといかん、知っとってもらわないといかんというのは、箇条書きでもして、ひとつお配りいただければありがたいと思うわけなんです。よろしくお願いいたします。</p>
松崎局長	<p>わかりました。検討させていただきます。</p>
木下議長	<p>他にございませんか。</p> <p>特にないようでございますので、本日の協議会は、これをもって閉会いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>平成 15 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>